



国民年金制度が改正されました

■ 後納制度(国民年金保険料の納付可能期間の延長)を開始

国民年金は、20歳から60歳までの40年間、国民年金保険料を納めることで、満額の老齢基礎年金を受給できます。

しかし、保険料を納められなかった場合や届け出を忘れたことで国民年金の資格期間がない場合は、将来の年金受給額が少なくなったり、年金そのものを受給できなくなったりしてしまふことがあります。

今回、平成24年10月から3年間に限り、10年前まで遡って保険料を納められるようになります。

■ 対象保険料は、納めようとする月の10年前以内の未納の保険料

(例) 平成14年10月分保険料

▶▶▶ 平成24年10月31日までに納付

平成17年9月分保険料

▶▶▶ 平成27年9月30日までに納付

60歳以上の方や、65歳以上の年金受給資格がない方も、10年以内に納め忘れや未加入期間がある場合は対象となります。詳しくはお問い合わせください。

■ 期間は平成24年10月1日から平成27年9月30日まで

10年前まで遡って納められる期間は3年間で、最も古い分から順に納めていきます。なお、納める際には、当時の保険料額に加算額がつきます。

■ 納める際には申し込みが必要

申込 岩見沢年金事務所(9西3)

☎ 22局 5804

後納制度に関する問合せ先

国民年金保険料専用ダイヤル

0570 - 011 - 050



20歳以上の方で、10年以内に納め忘れの保険料や未加入期間がある方が対象です！

■ 受給資格期間の短縮のお知らせ

平成27年10月から、年金の受給資格期間が、これまでの25年(300月)から10年(120月)に短縮されることが予定されています。

この受給資格期間短縮による詳細は、まだ示されていないので、決まり次第、広報紙などでお知らせします。

【参考】

現在の年金制度から推計すると、納付期間ごとに受け取れる老齢基礎年金(65歳から受取る場合)の金額は次のとおり。(平成24年4月からの額)

納付期間(納付月数)	年金額(月額)
40年(480月)	786,500円(65,541円)
25年(300月)	491,600円(40,966円)
10年(120月)	196,600円(16,383円)

この金額は参考金額です。

問合せ先 市民サービス課年金係

岩見沢年金事務所(9西3) ☎ 22局 5804